

9.7 自然との触れ合い活動の場

9.7.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の現況調査の調査事項及び選択理由は、表9.7-1に示すとおりである。

表 9.7-1 調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施や大会の開催に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査によった。

ア. 既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、周辺駅からの利用経路等を整理した。

イ. 現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の公園等の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.7-2に示すとおりである。

表 9.7-2 調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
人と自然との触れ合い の活動の場調査	春季	平日：平成26年5月14日(水) 休日：平成26年5月11日(日)	6:30～17:00
	夏季	平日：平成26年8月8日(金) 休日：平成26年8月9日(土)	6:30～17:00
	秋季	平日：平成26年11月4日(火) 休日：平成26年11月3日(月・祝)	6:30～16:30
	冬季	平日：平成27年1月16日(金) 休日：平成27年1月17日(土)	6:30～16:30

2) 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(国土地理院)等の既存資料の整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成23年東京都区部」(平成25年5月 東京都都市整備局)等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市公園法（昭和 43 年法律第 100 号）、東京都海上公園条例（昭和 50 年条例第 107 号）の法律の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「江東区都市計画マスタープラン」（平成 23 年 3 月 江東区）等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

ア. 自然との触れ合い活動の場の状況

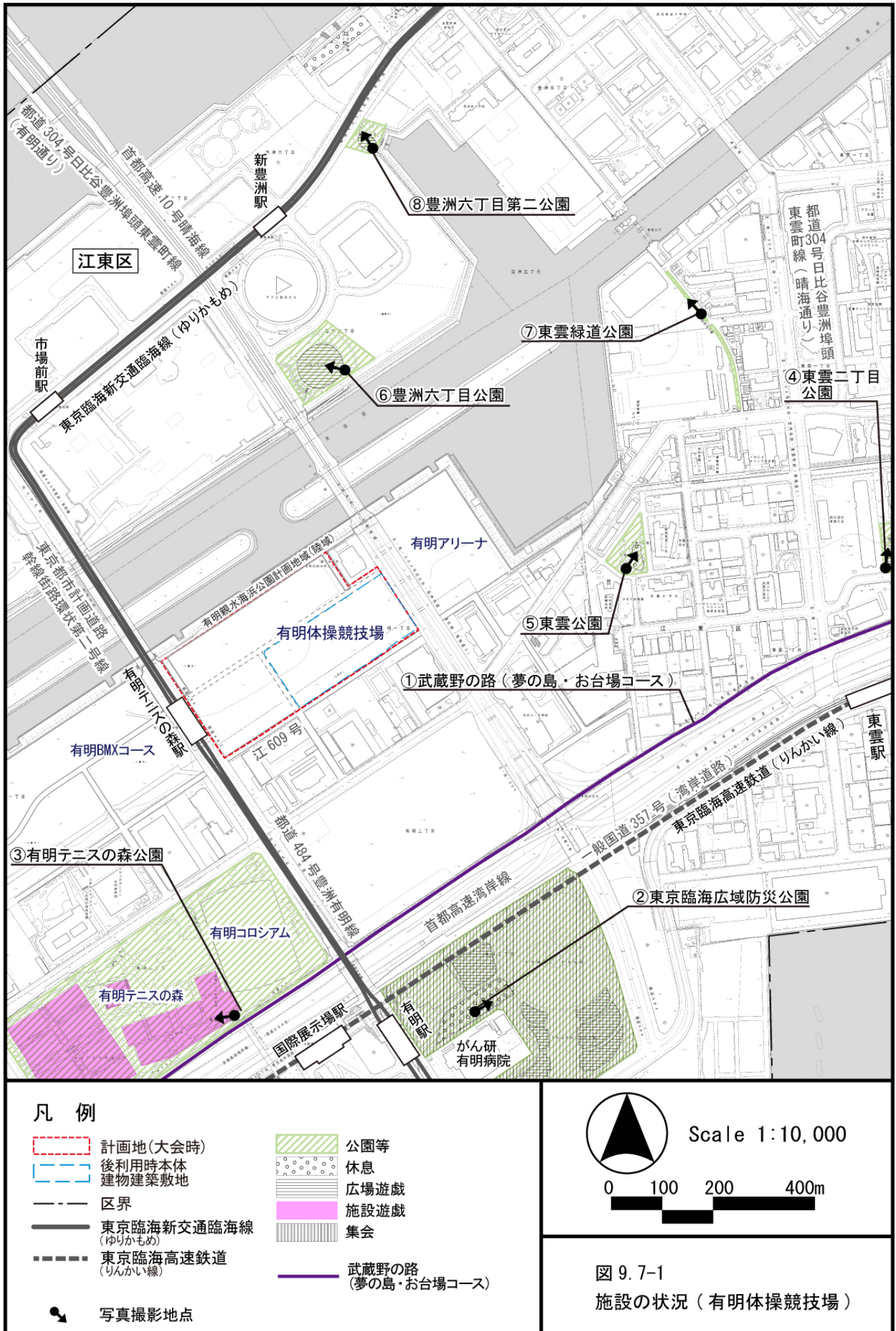
自然との触れ合い活動の場としては、緑や水辺空間といった自然に親しむことができる公園や、「観光まちあるきガイド」（平成 21 年 2 月 江東区）に設定された遊歩道等を抽出した。

計画地内は未利用地であり、自然との触れ合い活動の場は存在しない。計画地周辺には、南西側に有明テニスの森公園、南側に東京臨海広域防災公園、北側には豊洲六丁目公園等が存在する。

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置を、表 9.7-3、図 9.7-1 に、状況を写真 9.7-1 に示した。

表 9.7-3 自然との触れ合い活動の場の名称及び位置

区 分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道、 道路	①	武蔵野の路（夢の島・お台場）コース	葛西臨海公園－若洲海浜公園－夢の島公園－辰巳の森海浜公園－東京テレポートタウン－お台場－船の科学館－城南島（約 16.7km）	武蔵野の路は、自然・歴史・文化にふれながら東京を周回する全長 270km の散策路であり、夢の島・お台場コースは東京湾の眺望と共に海浜公園、スポーツ公園、史跡公園が連続する散策コースである。
公園、児童遊園	②	東京臨海広域防災公園	江東区有明三丁目（約 132,000m ² ）	首都直下地震等の大規模な災害発生時の防災拠点施設。
	③	有明テニスの森公園	江東区有明二丁目（約 163,000m ² ）	芝生と木立の緑豊かなテニスコート中心の公園。
	④	東雲二丁目公園	江東区東雲 2-7-6（約 3,600m ² ）	東雲二丁目に位置する街区公園。遊具やベンチが設置されている。
	⑤	東雲公園	江東区東雲 2-4-17（約 5,600m ² ）	東雲小学校、東雲第二保育園と隣接した街区公園。遊具やベンチが設置されている。
	⑥	豊洲六丁目公園	江東区豊洲 6-2-35（約 16,200m ² ）	東雲運河に隣接する街区公園。芝生広場のほか、遊具やベンチが設置されている。
	⑦	東雲緑道公園	江東区東雲 1-7-4（約 1,500m ² ）	東雲一丁目に位置する、道路沿いの細長い街区公園。樹木の上に園路とベンチが設置されている。
	⑧	豊洲六丁目第二公園	江東区豊洲 6-2-1（約 4,000m ² ）	東雲運河に隣接する街区公園。遊具やベンチが設置されている。





①武蔵野の路（夢の島・お台場）コース



②東京臨海広域防災公園



③有明テニスの森公園



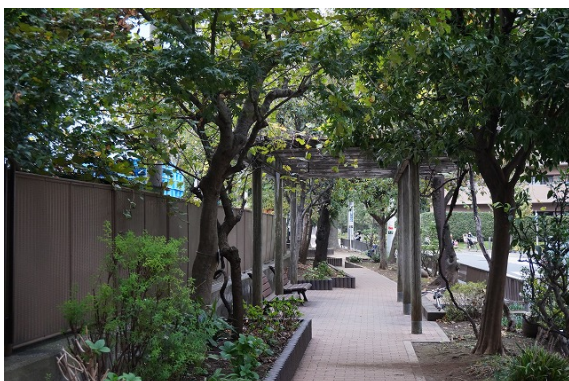
④東雲二丁目公園



⑤東雲公園



⑥豊洲六丁目公園



⑦東雲緑道公園



⑧豊洲六丁目第二公園

写真 9.7-1 自然との触れ合い活動の場の状況

イ．自然との触れ合い活動の場が持つ機能

会場エリアの周辺には、南西側に有明テニスの森公園、南側に東京臨海広域防災公園、北東側には豊洲六丁目公園等の施設が存在し、各施設内に広場、ベンチ、水飲み場、トイレ等が設置されている。

平日の利用形態としては、各公園で散歩や休息利用が多く見られ、サイクリング、ジョギング等の利用が確認された。また、有明テニスの森公園ではテニスの施設利用が見られた。

休日の利用形態としては、東京臨海防災公園では家族連れでのボール遊び等の広場遊戯が見られた。その他、散歩、休息、サイクリング、ジョギングの利用は、平日よりも多数確認された。

表 9.7-4 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区 分	番号	名称	場が持つ機能
遊歩道、 道路	①	武蔵野の路（夢の島・お台場）コース	夢の島緑道公園と辰巳の森緑道公園と隣接するコースでは、四季折々の花木を楽しみながらサイクリングをする利用者が見られる。
公 園、 児童 遊園	②	東京臨海広域防災公園	首都直下地震等の大規模な災害発生時に、被災情報のとりまとめや災害応急対策の調整を行う「災害現地対策本部」等が置かれる防災拠点施設である。園内南側は都立公園であり、広い芝生広場では散歩や休息利用のほか、家族連れでのボール遊び等の利用が見られる。また、休日を中心に、公園内のバーベキュー場利用が見られる。
	③	有明テニスの森公園	国際試合等が行われ、観客席 1 万席規模のセンターコート「有明コロシアム」、48 面のテニスコート、芝生広場がある。散歩、ジョギング、ピクニックを楽しむ人々でもにぎわっている。テニスコートの施設利用のほか、園内で散歩、ジョギング、サイクリング等の利用が見られる。芝地の広場や大きな樹木があるため、自然観察等の利用も可能である。
	④	東雲二丁目公園	区立東雲図書館に近接する公園で、遊具が設置され親子連れや遊具で遊ぶ児童が見られる。散策や休息利用も見られている、
	⑤	東雲公園	小学校、保育園と隣接しており。広場や砂場で遊ぶ児童が多く見られる。植栽された高木があり、ベンチやあずまやでは休息利用が見られる。
	⑥	豊洲六丁目公園	東雲運河に近接した公園で、開放感のある芝生の広場では親子連れやボール遊び等が見られる。公園内では散策やベンチ等での休息利用が見られる。
	⑦	東雲緑道公園	晴海通りから西側の通りに入った、道路沿いの細長い公園。植栽された高木の間には遊歩道やベンチがあり、散策や休息等の利用が見られる。
	⑧	豊洲六丁目第二公園	東雲運河に近接した公園で、芝生の広場で遊ぶ親子連れや遊具で遊ぶ児童が多く見られる。公園内では散策やジョギング等の利用のほか、ベンチ等での休息利用が見られる。

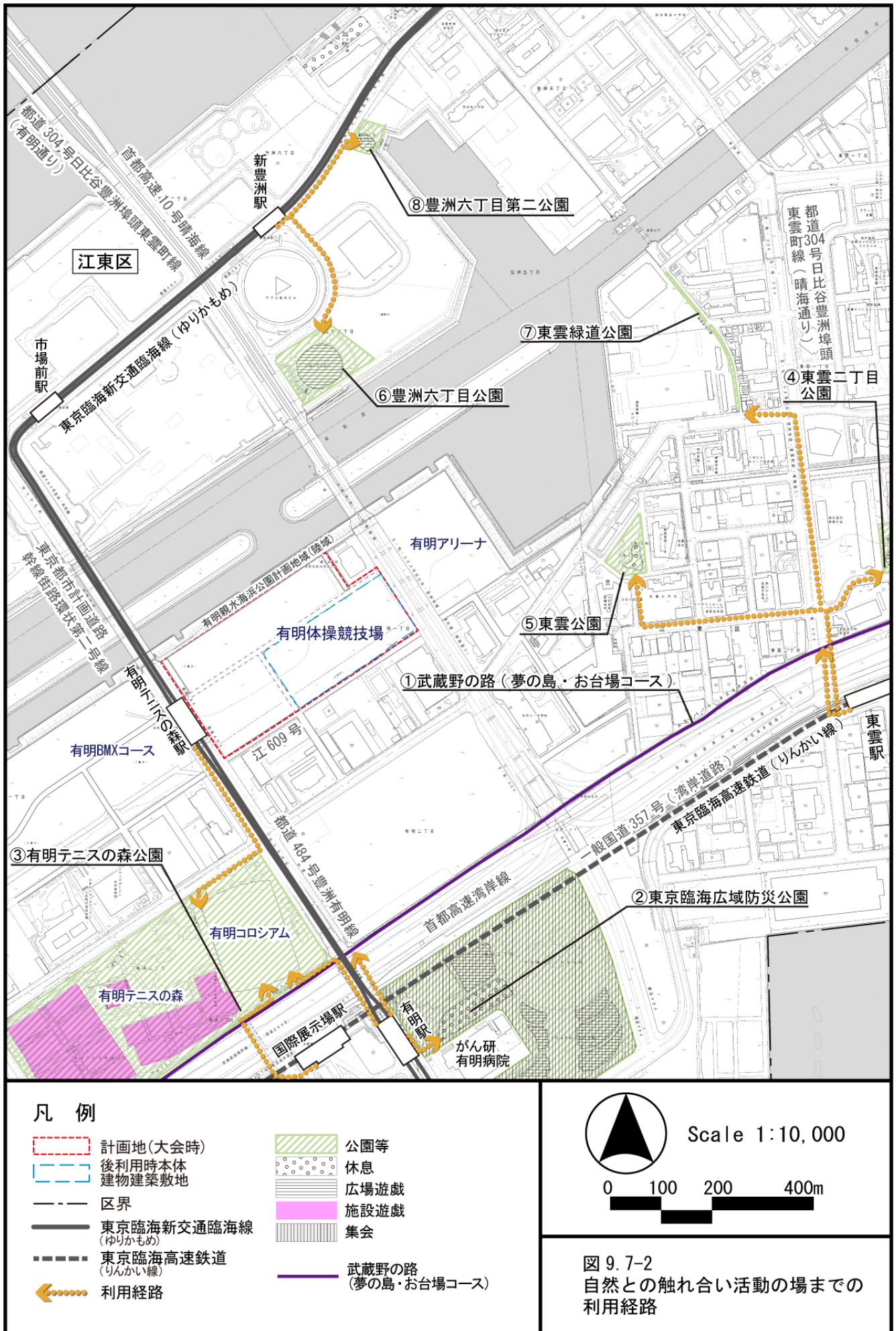
ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

アクセス経路（歩行者動線計画）の状況は、「7. 有明体操競技場の計画の目的及び内容
7.2 内容 7.2.4 事業の基本計画 (4) 歩行者動線計画」(p. 15 参照) に示したとおりである。

また、鉄道路線の各駅からのアクセス経路と所要時間は、表 9.7-5 及び図 9.7-2 に示すとおりである。

表 9.7-5 自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況

区 分	番号	名称	駅名	距離	標準所要時間
遊歩道、 道路	①	武蔵野の路（夢の島・お台場）コース	東雲駅	200m	約 3 分
			国際展示場駅	200m	約 3 分
			有明駅	200m	約 3 分
公園、 児童遊園	②	東京臨海広域防災公園	有明駅	80m	約 1 分
	③	有明テニスの森公園	国際展示場駅	350m	約 5 分
			有明駅	400m	約 5 分
			有明テニスの森駅	400m	約 5 分
	④	東雲二丁目公園	東雲駅	400m	約 6 分
	⑤	東雲公園	東雲駅	750m	約 10 分
	⑥	豊洲六丁目公園	新豊洲駅	290m	約 4 分
	⑦	東雲緑道公園	東雲駅	1,000m	約 14 分
			豊洲駅	1,200m	約 15 分
	⑧	豊洲六丁目第二公園	豊洲駅	450m	約 5 分
			新豊洲駅	400m	約 5 分



2) 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3)地形及び地物の状況」(p.62 参照)に示したとおりである。計画地及びその周辺は沖積平野に位置し、埋め立てによる人工地形となっている。計画地及びその周辺で注目される樹木等は存在しない。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 4)土地利用の状況」(p.62 参照)に示したとおりである。計画地は、平成12年度から平成17年度に埋め立てられた地域で、土地利用は未利用地となっている。計画地南東側には江東区立有明小学校や江東区立有明中学校、東京有明医療大学等の教育施設があるほか、集合住宅や倉庫・運輸関係施設が存在する。南側には集合住宅や東京臨海広域防災公園、シンボルプロムナード公園、有明テニスの森公園等の公園・運動場等があるほか、事務所建築物、宿泊・遊興施設等がある。

4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等による基準等は、表 9.7-6 に示すとおりである。

表 9.7-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 (都市公園の管理) 第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 (緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) 第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (国、地方公共団体及び住民の責務) 第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。
東京都海上公園条例 (昭和 50 年条例第 107 号)	(目的) 第一条 この条例は、海上公園の設置及び管理運営に関し必要な事項を定め、海上公園の整備の促進及び利用の適正化を図るとともに、自然環境の保全及び回復を図り、もって都民の福祉の増進と緑豊かな都市づくりに寄与することを目的とする。 (海上公園事業及び海上公園計画) 第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、次の事業(以下「海上公園事業」という。)を行う。 1 海上公園の整備に関すること。 2 海上公園の利用公開に関すること。 3 海上公園における都民のレクリエーション活動の援助に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等は、表 9.7-7 に示すとおりである。

表 9.7-7 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープラン (平成 11 年 11 月東京都港湾局)	(開発の目標) (1) 水と緑に親しめるまち 緑豊かな「旧防波堤」への眺望や海辺に面しているというウォーターフロントとしての特性を生かして、水に親しめる海上公園等を整備し、住み、働き、学び、遊ぶ人の誰もが自然と触れ合い、憩えるなど、水と緑に親しめる都市空間を創造していく。 (2) 多様なライフスタイルを楽しめる都市型居住のまち ウォーターフロントの魅力と快適性及び都市機能の集積を享受し、この地域に生活することの楽しさを演出する都市型の居住空間を創出する。また、居住機能の周辺には業務、商業、公益、スポーツレクリエーション機能など配置することによって、にぎわいがあり誰もが多様なライフスタイルを楽しめるまちとしていく。 (3) 自由な発想と創意工夫を生かしたまち まちの活性化やにぎわいの創出を図るため、民間地権者の自由な発想と創意工夫を生かし、居住、業務、商業の各機能がバランス良く配置され、調和した魅力あるまちとしていく。
臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン改定 (平成 26 年 7 月東京都港湾局)	(目的) 本ガイドラインはマスタープラン等で示す計画内容に適合した優良な開発を誘導し、良好な都市景観・都市環境の形成を図ることを目的とする。 (ガイドラインの活用) 有明北地区内における全ての開発計画は、本ガイドラインに記載された内容を遵守し、まちの将来像「住宅を中心とした複合市街地」の形成に向けた計画的なまちづくりを、関係者との協働により進めていくこととする。 また、今後の開発計画では、可能な限り共同化を基本とした街区単位で進めることを基本とし、既存施設の更新などにおいては、敷地の形態や規模等を踏まえることとする。 (都市基盤施設計画方針) 公園・緑地 ア 有明北地区の良好な都市環境を形成するため、ゆとりとおいのある質の高い空間として公園・緑地の整備を図るとともに、周囲の水域や大規模公園などと連携した水と緑のネットワークを形成する。 イ 有明テニスの森公園を含む地区全体の公園配置を踏まえ、有明親水海浜公園を地域の魅力の更なる向上へ向けた中心的役割を担う公園として整備するとともに、宅地内広場等を活用して、有明親水海浜公園と地区全体の連携を強化する。 ウ 開発の進展や必要に応じて、大規模公園や水辺と整合のとれた、公園・緑地を配置する。 エ 公園や水辺を相互に結ぶ緑道公園や緑地の整備に努める。 オ 公園・緑地の整備に当たっては、地域の現状を踏まえるとともに、花木植栽による季節感の演出を図る等、植栽の多様性・連続性を確保する。 カ 水際線は、周辺の土地利用や自然豊かな「旧防波堤」周辺の環境を残しながら、自然の再生に配慮しつつ、誰もが近づけ、親しめる開放感のある公共空間となるよう整備する。また、近自然型ブロックを備えた護岸（カニ護岸）、海の生物にふれあえ水辺に親しめる汐入り、干潟機能を持った護岸（緩傾斜護岸）を設け、カニ等の生物に優しい環境を創出する。 キ 歴史的、環境的、文化的資源である東雲運河沿いの旧防波堤については、景観的に活用しながらその環境保全に努める。
江東区都市計画マスタープラン (平成 23 年 3 月江東区)	(南部地区のまちづくりの目標) ～水とみどり豊かな環境が共生した複合市街地の形成～ ・湾岸道路より北側では、水辺の眺望景観を生かした、うるおいのある居住環境の形成とともに、学校等の公共公益施設等の適切な配置、生活の豊かさ向上に寄与する文化・レクリエーション等の機能を整備します ・湾岸道路より南側では、国際コンベンション機能の充実やファッション、商業、業務機能、宿泊機能の誘導により活気とにぎわいのある拠点形成を図ります。

9.7.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
- 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
- 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と東京 2020 大会大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地は未利用地であり、計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。また、事業の実施により、周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。

事業の実施により、図 7.2-6（p.23 参照）に示すとおり、大会後の後利用時には計画地の東側にイベントにも利用される芝生大広場を整備する計画としている。また、計画地西側には、宅地内広場と連続したオープンスペースを整備し、エゴノキ等を植栽することで、緑のネットワークを形成する計画としており、広がりのある緑地が形成され、この緑化された空間は新たな自然との触れ合い活動の場として活用されるものとする。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

事業の実施により、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。また、工事の実施にあたっては、低公害型の工事用車両の採用等により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。また、事業の実施における工事用車両の走行に関しては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は歩車分離が確保されていることから、自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度に影響は生じない。このため、周辺地域における自然との触れ合い活動は継続されると予測する。

また、事業の実施により、大会後の後利用時には計画地の東側に芝生大広場を整備する計画としている。また、計画地西側には、宅地内広場とそれと連続したオープンスペースを整備し、エゴノキ等を植栽することで、緑のネットワークを形成する計画であり、周辺の自然との触れ合い活動も含めた利用者の利便性が向上するものと予測する。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

開催前の事業の実施に伴う工事用車両の走行に関しては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路が、いずれも近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていることから、一般歩行者の通行は現状と変化しないと予測する。

また、計画地周辺の散策やジョギング等の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する予定である。

9.7.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・計画地東側には、芝生大広場を整備する計画としている。
- ・計画地西側には、宅地内広場とそれと連続したオープンスペースを整備し、エゴノキ等を植栽することで、緑のネットワークを形成する計画である。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。
- ・排出ガス対策型建設機械を使用する。
- ・資材の搬出入に際しては、走行ルートの検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。
- ・計画地の北側に整備予定の有明親水海浜公園（仮称）（図 7.2-2(2) (p.17 参照)）と一体的となるよう、計画地内には宅地内広場や南北通路を整備する計画である。

9.7.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地は未利用地であり、計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。また、事業の実施により、周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。

事業の実施により、大会後の後利用時には計画地東側に芝生大広場を整備するほか、計画地西側には宅地内広場とそれと連続したオープンスペースを整備し、エゴノキ等を植栽することで、緑のネットワークを形成する計画としており、開放的な芝生のオープンスペースや広がりのある緑地は、休息や散策利用等の新たな自然との触れ合い活動の場として活用され则认为る。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標は満足するものとする。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

開催前の事業の実施における工事用車両の走行については、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は歩車分離が確保されており、自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度に影響は生じない。

事業の実施により、大会後の後利用時には芝生大広場や宅地内広場と連続したオープンスペースを整備し、新たな自然との触れ合い活動の場を創出する計画としている。また、計画地の北側に整備予定の有明親水海浜公園（仮称）と一体的となるよう、計画地内には宅地内広場や南北通路を整備する計画であり、自然との触れ合い活動は促進されるものとする。

以上のことから、周辺地域における現況の自然との触れ合い活動は充実し、かつ、事業の実施により自然との触れ合い活動が促進されることから、評価の指標を満足するものとする。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

開催前の事業の実施における工事用車両の走行については、近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しないとする。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの現状の利用経路は維持され、評価の指標を満足するものとする。

